

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月27日
【事業年度】	第29期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社ハイパー
【英訳名】	HYPER Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉田 宏一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
【電話番号】	03 - 6855 - 8180（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田邊 浩明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
【電話番号】	03 - 6855 - 8180（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田邊 浩明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	21,518,336	18,715,567	19,249,564	22,268,215	22,147,210
経常利益 (千円)	594,562	361,255	190,316	341,585	348,472
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	361,101	226,319	104,159	203,135	183,874
包括利益 (千円)	362,721	225,957	104,413	206,567	180,354
純資産額 (千円)	2,142,808	2,367,071	2,383,642	2,541,548	2,662,573
総資産額 (千円)	5,905,460	6,027,777	5,799,229	6,493,863	6,280,970
1株当たり純資産額 (円)	508.16	541.30	547.58	289.10	300.91
1株当たり当期純利益金額 (円)	87.32	54.17	24.76	24.07	21.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	84.73	52.43	23.97	23.12	20.38
自己資本比率 (%)	35.9	38.3	39.8	37.8	40.9
自己資本利益率 (%)	18.56	10.22	4.51	8.53	7.32
株価収益率 (倍)	5.70	9.54	19.63	22.02	21.19
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	790,388	115,366	319,970	563,510	363,378
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,489	70,150	83,202	307,017	52,889
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	113,331	68,226	793,639	60,824	51,830
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,086,451	2,199,894	1,643,023	1,838,692	2,097,351
従業員数 (人)	199	200	222	261	259
(外、平均臨時雇用者数)	(33)	(31)	(35)	(36)	(38)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2016年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 当社は、2018年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高 (千円)	21,212,781	18,363,875	18,904,625	21,776,569	21,418,085
経常利益 (千円)	540,252	308,327	153,420	351,076	347,154
当期純利益 (千円)	294,282	191,451	86,507	206,212	216,534
資本金 (千円)	278,628	297,981	299,831	306,768	321,682
発行済株式総数 (株)	2,083,800	2,134,200	4,280,600	4,311,000	8,666,400
純資産額 (千円)	2,126,528	2,315,922	2,314,840	2,475,824	2,629,509
総資産額 (千円)	5,823,578	5,921,292	5,657,083	6,308,819	6,118,377
1株当たり純資産額 (円)	504.26	529.32	531.25	281.36	297.03
1株当たり配当額 (円)	32.00	34.00	18.00	18.00	13.50
(うち1株当たり中間配当額)	(13.50)	(16.00)	(9.00)	(8.50)	(9.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	71.16	45.83	20.56	24.43	25.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	68.53	44.35	19.91	23.47	24.00
自己資本比率 (%)	36.1	38.2	39.6	37.9	41.4
自己資本利益率 (%)	15.00	8.78	3.85	8.91	8.80
株価収益率 (倍)	6.99	11.28	23.64	21.69	17.99
配当性向 (%)	22.5	37.1	87.5	36.8	53.0
従業員数 (人)	195	196	208	212	195
(外、平均臨時雇用者数)	(32)	(30)	(34)	(34)	(35)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2016年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 当社は、2018年7月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第29期の1株当たり配当額13円50銭については、当該株式分割前の中間配当額9円と、当該株式分割後の期末配当金4円50銭を合計した金額であります。

2【沿革】

年月	事項
1990年5月	電話一体型簡易通信端末「テレメーション」の普及のための企画及びビジネスホン、ファクシミリ、複写機の販売を事業目的として、東京都渋谷区に当社設立（資本金10,000千円）
1991年6月	本社を東京都渋谷区南平台町15-13から東京都板橋区南町8-6エクセル西池903号に移転
1992年2月	資本金20,000千円に増資
1992年8月	本社を東京都板橋区南町8-6エクセル西池903号から東京都豊島区東池袋3-20-9に移転
1993年6月	神田営業所を新設し、パソコン事業に参入
1993年11月	秋葉原にパソコン・マルチメディアショップ「LITS FACTORY」を出店 当社オリジナルDOS/Vパソコン「FACTORY」シリーズを発表
1994年7月	本社を東京都豊島区東池袋3-20-9から東京都千代田区外神田1-15-6に移転 秋葉原にコンパック専門店、「SOUTH WIND」を出店
1995年3月	本社を東京都千代田区外神田1-15-6から東京都千代田区外神田1-11-6小暮ビルに移転
1996年11月	資本金を49,865千円に増資
1998年4月	本社を東京都千代田区外神田1-11-6小暮ビルから東京都千代田区外神田1-11-5に移転
2000年2月	店舗を1店舗に統合
2000年7月	インターネットビジネス関連の子会社、「ハイパーネクスト株式会社」を設立
2001年12月	アスクール事業に本格進出
2003年9月	資本金59,865千円に増資
2003年12月	資本金63,865千円に増資 決算期を3月から12月に変更
2004年9月	「ハイパーネクスト株式会社」より営業を譲り受け、デジタルコンテンツ事業に本格進出 「ハイパーネクスト株式会社」解散（同年12月 清算終了）
2006年9月	ジャスダック証券取引所に株式を上場 資本金250,865千円に増資
2009年9月	商号を株式会社ハイパーに変更 本社を東京都千代田区外神田1-11-5から東京都中央区日本橋堀留町2-9-6（現在地）に移転
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2011年6月	大阪支店及び広島支店を開設
2012年4月	小規模企業向けにサーバ等の情報通信機器の販売を行う連結子会社、「株式会社リストック」を設立
2013年3月	沖縄でのアスクール代理店業務を行う連結子会社、「株式会社らくさあ」を設立
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2014年8月	名古屋支店を開設
2015年6月	「株式会社らくさあ」を吸収合併
2016年1月	放課後等デイサービス事業等を行う連結子会社、「株式会社みらくる」を設立
2017年7月	「マルチネット株式会社」の全株式を取得し、子会社化
2017年9月	福岡支店を開設
2018年1月	セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売事業を行う連結子会社、「株式会社セキュリティア」を設立
2019年3月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）から同取引所市場第二部へ市場変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社4社の計5社で構成され、ITサービス事業、アスクルエージェント事業を主たる業務としております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの名称を従来の「情報機器販売事業」から「ITサービス事業」に変更いたしました。

(1) ITサービス事業

コンピュータ事業

当社グループは、法人ユーザー（主に上場企業及びその関連会社、従業員が100人以上でかつ情報システム担当者が設けられている法人）、システムインテグレータ、その他販売店等をターゲットとして、サーバ、コンピュータをはじめ、プリンタ、トナー、周辺機器、ネットワーク関連機器、ビジネス用ソフトウェア等を販売しております。ユーザーのニーズに合わせ、様々なメーカーの製品からそれぞれ優れたものを選んで組み合わせ、販売するマルチベンダーであります。

また、当社グループは売れ筋商品を大量に仕入れることによって、低価格での販売と早い納品体制を作っております。企業の部署単位での入れ替え、機器の故障、従業員の増加、部署移転などに伴う小規模及び随時の需要に注目し、電子メール及びFAXにて頻繁に価格情報を提供することにより、ユーザーに需要が発生した際に即時に受注につながる体制を作っております。

サービス&サポート事業

当社グループは、コンピュータ事業において取引を開始したユーザーを中心に、オフィス全般の設置保守業、LAN配線等のネットワークインフラ構築、電話配線作業、オフィスレイアウト、ヘルプデスクの運営、デジタルコンテンツの制作等の付加価値の高いサービス提供を行っております。

また、当社グループは、中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売、ITコンサルティング、セキュリティ対策等、より専門性の高いサービスの提供も行っております。

(2) アスクルエージェント事業

当社グループは、アスクル株式会社が行っている通信販売事業「ASKUL」の代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売を行っております。

ITサービス事業によって取引を開始したユーザーをはじめ、中小事業所から大手企業に対して、インターネット経由並びにFAXでの注文によるオフィス関連用品の翌日配送（一部、当日配送）サービスを提供しております。

(3) その他

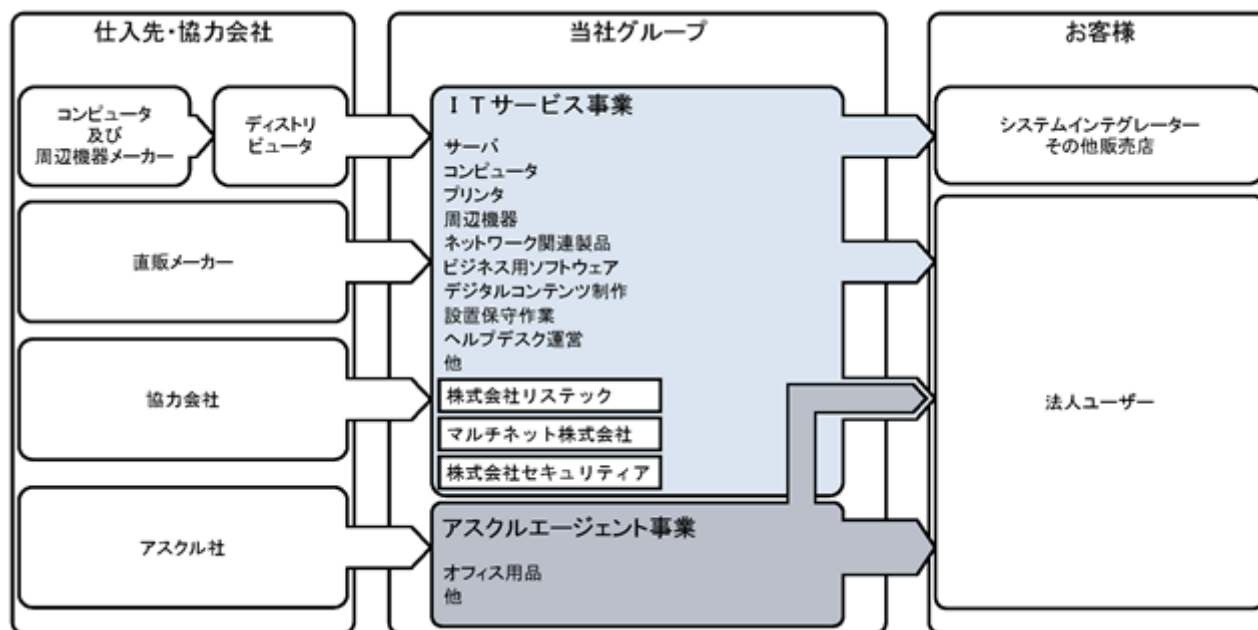
当社グループが行っている就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

事業内容と各社の当該事業にかかる位置付け及びセグメントとの関係は、次のとおりであります。

セグメント名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ITサービス事業	コンピュータ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及び周辺機器の販売 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の販売 ・情報処理サービス業及びソフトウェアの企画・開発・販売 	当社
	サービス&サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ及びその周辺機器の設置設定・保守 ・通信機器、事務機器、オフィスオートメーション機器の設置・保守 ・セキュリティ対策ソリューションの企画・販売・導入サービス 	当社

セグメント名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ITサービス事業	サービス&サポート事業	・ 中小企業様向けセキュリティシステム等の製造・企画・販売	株式会社リステック
		・ ITコンサルティング、ネットワークシステムの構築・保守	マルチネット株式会社
		・ セキュリティに特化したソフトウェア製品の販売	株式会社セキュリティア
アスクルエージェント事業	アスクルエージェント事業	・ アスクルシステムの代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売	当社
その他	就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業	・ 就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援及び就職後の職場定着支援 ・ 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練	株式会社みらくる

事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 または被所有割 合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リステック (注)1	東京都中央区	50	中小企業向けセ キュリティシステ ム等の製造・企 画・販売	100.0	役員の兼任 2名
株式会社みらくる	東京都中央区	20	就労移行支援事業 放課後等ディスア ビリティ事業	100.0	役員の兼任 3名
マルチネット株式会社 (注)1	東京都千代田区	100	ITコンサルティング、ネットワ ークシステムの構築	100.0	役員の兼任 2名
株式会社セキュリティア (注)1	東京都中央区	50	セキュリティに特 化したソフトウェ ア製品の販売	100.0	役員の兼任 2名
(その他の関係会社) ララコーポレーション株式会社 (注)2、3	東京都豊島区	3	資産運用業務	被所有 27.2 [3.0]	-

(注)1 株式会社リステック、マルチネット株式会社及び株式会社セキュリティアは、特定子会社に該当しておりま
す。

2 議決権の所有または被所有割合の[]内は、緊密な者等の所有割合で外数となっております。

3 ララコーポレーション株式会社は、創業者である関根俊一の親族が株式を保有する資産管理会社でありま
す。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ITサービス事業	178(18)
アスクルエージェント事業	17(8)
その他	15(2)
全社(共通)	49(10)
合計	259(38)

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
195(35)	36.5	8.4	4,816,583

セグメントの名称	従業員数(人)
ITサービス事業	129(17)
アスクルエージェント事業	17(8)
その他	-(-)
全社(共通)	49(10)
合計	195(35)

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 基本方針

当社グループは、「ユーザーニーズ実現企業」として、すべてのステークホルダーとの長期的に安定した共存共栄を目指すことを経営理念に掲げております。企業価値の向上を図り、当社グループを支持していただいている株主、顧客、取引先の皆様の期待にお応えしていくことを目標として、事業活動を展開しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、販売を中心とする企業であり、企業の発展と存続を示すものとの観点から、売上高の安定的拡大並びに事業の収益力を示す営業利益、経常利益を指標として重視し、これら指標の継続的向上に努めてまいります。

(3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、先行き不透明な要素もみられました。

当社グループが属するコンピュータ販売業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の利活用により個人向け市場の国内のパソコン出荷台数は減少傾向にあるものの、パソコンの買い替え需要が顕著化したことにより法人向けパソコン市場においての出荷台数は、増加傾向で推移しました。

このような環境のもと、当社グループ各社におきましては顧客の要望に可能な限りお応えするとともに、当社グループの業績並びに企業価値の向上に向け、中期経営計画を推進してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

業界のマーケットは縮小傾向にあり、インターネットの価格比較サイト等による商品価格情報の提供やメーカー直販による低価格販売等、コンピュータ及び周辺機器の価格に対する競争は激しさを増しています。

当社グループにおきましては、既存事業の収益力の強化に注力するとともに、市場のニーズに呼応した新たな事業を展開し、これらの新規事業や新たなサービスの早期収益化の体制を構築、業績の向上を目指してまいります。

財務上の対処すべき課題といたしましては、当社グループの安定した財政基盤の維持を前提に、更なる企業価値向上のための自己資産を活用など、当社グループ資産の一層の有効活用を図るとともに、株主への安定的利益還元などにより資本効率の改善を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況、財務諸表等に関する事項のうち、当連結会計年度末現在において、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ITサービス事業について

価格競争の動向について

事業の中心であるコンピュータ販売では、法人、個人とも国内市場は飽和状態にあり、代替需要が中心となっております。商品の低価格化も進んでおり、今後、市場全体（販売台数・販売金額）の伸びは緩やかなものにならないと見込まれます。その中でインターネットの価格比較サイト等による商品価格情報の提供やメーカー直販による低価格販売により、コンピュータ及び周辺機器の価格に対する競争は激しさを増しています。

当社グループは、売れ筋商品に限定した在庫を保有し仕入価格を下げることで、価格優位性を保ち価格競争に巻き込まれることのない経営を行っておりますが、今後のコンピュータ業界の動向によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

在庫商品の陳腐化について

当社グループは、在庫商品について適切に管理・運用しておりますが、コンピュータのライフサイクルが比較的短いため、保有在庫の陳腐化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

業界動向について

現在多くのコンピュータ製品は特定のOSに依存しており、OSの仕様変更やサポート体制の見直し、コンピュータ製品の需要に大きく影響します。また、コンピュータ製品は様々なパーツ（CPU、メモリ、ハードディスク等）で構成されていることから、パーツの供給状況如何によっては、コンピュータ製品の流通量が減少することが考えられます。これらの業界の動向は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) アスクルエージェント事業について

当社グループは、アスクル株式会社が行っている事務用品の通信販売事業「ASKUL」の代理店業務を行っております。今後、アスクル株式会社の経営方針の変更や市場での競争激化による利益率の低下等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の仕入先への依存について

当社グループが取扱う商品は、上位数社の仕入先に大きく依存しております。これら上位仕入先とは現在良好な関係を維持しておりますが、何らかの事情により取引が大きく変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) オリジナル商品や新製品について

当社グループのオリジナル商品や当社グループが企画した新商品が、市場の支持を得ることができず、販売計画を大きく下回り収益性を低下させた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業投資について

当社グループでは、既存ビジネスの拡大、新たな事業領域への進出等を目的として、事業譲受、M & A、子会社の設立等により組織の変更を行う可能性があります。これらの資金は、自己資金だけでなく、金融機関からの融資、借入金等により賄われる場合もあります。これらの意思決定を行う際には、対象会社の財政状態や経営成績、進出事業のリスク等を慎重に検討し、総合的な判断のもと決定するよう努めておりますが、当該会社の財政状態や経営成績の状況等によって有価証券に評価損が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報システムのトラブルについて

予測不能な事象により基幹システムに障害が発生し、復旧作業に一定時間以上を要する事となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報管理について

当社グループでは業務に関連して多数の企業情報を保有するとともに、個人情報取扱業者として多数の個人情報情報を保有しております。これらの情報の管理については、社内規程を制定し、その遵守に努めております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けており、定期的に従業員に対する教育を行っております。しかしながら、予期せぬ事態により情報が漏洩した場合には、損害賠償請求や社会的信用下落等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害について

当社グループは全国に事業所7拠点と東京に物流センター1拠点を設置し事業展開しており、大地震や台風等の巨大な自然災害が発生した場合、各拠点は甚大な被害を受ける恐れがあり、その規模によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

今後の持続的発展、事業拡大にあたり、人材の確保及び育成は必要不可欠であると考えております。当社グループは、中長期における人材の確保に注力しておりますが、優秀な人材の確保や人材の育成が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 株式価値希薄化について

当社グループはストックオプション制度を採用しており、当社取締役及び使用人に対して新株予約権779,300株相当、潜在株式を含めたシェア8.3%を付与しております。かかる新株予約権は、使用人等の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるものでありますが、新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、新株予約権により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、先行き不透明な要素もみられました。

当社グループが属するコンピュータ販売業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末の利活用により個人向け市場の国内のパソコン出荷台数は減少傾向にあるものの、パソコンの買い替え需要が顕著化したことにより法人向けパソコン市場においての出荷台数は、増加傾向で推移しました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズが高まると予測されるセキュリティ関連事業への投資を行うなど、将来の事業基盤強化のための施策を実施いたしました。また、当社独自の在庫販売戦略を継続しつつ、エンドユーザーへの販売強化や各メーカーとの協業を図ることなどにより、粗利の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は22,147,210千円（前連結会計年度比0.5%減）、経常利益は348,472千円（前連結会計年度比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は183,874千円（前連結会計年度比9.5%減）となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

ITサービス事業

法人向けコンピュータ市場においては、Windows 7のサポート終了に伴うWindows10搭載機への入れ替え需要が顕著化し、PC出荷台数は増加傾向で推移しました。しかしながら、CPU不足を起因としたPCの供給不足が年末にかけて顕著になり、市場におけるPCの調達に困難な状況が続いております。当社グループにおきましては、状況に応じた在庫の調達を行いつつ、エンドユーザーへの販売を強化し、間接販売から直接販売にシフトすることで販売効率を改善する施策を展開してまいりました。また、アスクルエージェント事業の人員を一時的にITサービス事業に集中し、積極的な営業活動を行ってまいりました。しかしながら、在庫商品の調達が計画を下回ったことや顧客の買い替えタイミングが先延ばしになるケースもあり、PC販売台数は計画値を下回る水準で推移いたしました。その結果、売上高は13,695,255千円（前連結会計年度比5.8%減）、営業利益は256,300千円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの名称を従来の「情報機器販売事業」から変更しております。

アスクルエージェント事業

既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大により売上高、営業利益が堅調に推移しました。また、一時的にITサービス事業に人員を集中したことにより人件費負担が減少しました。その結果、売上高は8,404,626千円（前連結会計年度比9.2%増）、営業利益は113,503千円（前連結会計年度比89.9%増）となりました。

その他

当社グループは、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業を3施設運営しております。職業訓練・就労支援に関するサービス及び児童・生徒の発達支援に関するサービスの提供を行っており、着実に利用者数が増加しております。その結果、売上高は47,328千円（前連結会計年度比80.3%増）、営業損失は24,842千円（前連結会計年度：営業損失16,860千円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて258,659千円増加し、2,097,351千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は363,378千円（前連結会計年度比200,132千円の資金減）となりました。これは主に、「売上債権の増減額」が増加したものの、「仕入債務の増減額」が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は52,889千円（前連結会計年度比254,127千円の資金増）となりました。これは主に、「事業譲受による支出」及び「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」の減少によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は51,830千円（前連結会計年度比8,994千円の資金増）となりました。これは主に、「短期借入金の増減額」が増加したものの、「長期借入れによる収入」及び「長期借入金の返済による支出」が減少したことによるものです。

生産、受注及び販売の状況

当社グループは、法人向けの販売を中心に事業を営んでおり、生産状況及び受注状況は記載していません。

(1) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	前年同期比(%)
ITサービス事業(千円)	11,230,499	91.7
アスクルエージェント事業(千円)	7,461,392	109.4
その他(千円)	65,177	175.3
合計(千円)	18,757,068	98.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	前年同期比(%)
ITサービス事業(千円)	13,695,255	94.2
アスクルエージェント事業(千円)	8,404,626	109.2
その他(千円)	47,328	180.3
合計(千円)	22,147,210	99.5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(総資産)

総資産は「売掛金」及び「商品」の減少等により、前連結会計年度末と比べて212,893千円減少し、6,280,970千円となりました。

(負債)

負債は「買掛金」の減少等により、前連結会計年度末と比べて333,919千円減少し、3,618,396千円となりました。

(純資産)

純資産は「利益剰余金」の増加等により、前連結会計年度末と比べて121,025千円増加し、2,662,573千円となりました。この結果、自己資本比率は40.9%となりました。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の業績は、売上高は22,147,210千円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。ITサービス事業は、Windows 7 搭載パソコンの買い替え需要の発生等により、法人向けコンピュータ市場においては、パソコンの出荷台数が増加する状況がみられましたが、年末にはCPU不足に起因するPCの供給不足などのため在庫の調達が計画を下回る状況となり、売上高は13,695,255千円（前連結会計年度比5.8%減）となりました。アスクルエージェント事業は、既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大が順調に推移し、売上高は8,404,626千円（前連結会計年度比9.2%増）となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、3,101,404千円（前連結会計年度比3.4%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、2,756,442千円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は、344,961千円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は広告料収入や助成金収入等で8,817千円（前連結会計年度比4.9%減）、営業外費用は支払利息等で5,307千円（前連結会計年度比14.8%減）となりました。また、経常利益は348,472千円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は183,874千円（前連結会計年度比9.5%減）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「第2事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	16,694	10,159	102,178	129,032	160(22)
大阪支店 (大阪市中央区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	1,029	208	-	1,237	14(4)
広島支店 (広島市中区)	アスクルエージェ ント事業	事務所	234	859	-	1,094	6(6)
名古屋支店 (名古屋市中区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	444	1,463	-	1,907	9(2)
福岡支店 (福岡市博多区)	ITサービス事業 アスクルエージェ ント事業	事務所	1,028	831	-	1,859	6(1)

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 本社、大阪支店、広島支店、名古屋支店及び福岡支店は賃借しております。年間賃借料(共益費等含む)は、本社が100,504千円、大阪支店が5,150千円、広島支店が3,216千円、名古屋支店が2,177千円、福岡支店が2,685千円であります。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
株式会社リステック	本社 (東京都中央区)	ITサービス事業	事務所	646	376	486	1,510	10(-)
株式会社みらくる	直営店 (3店舗)	その他 (就労移行支援事 業及び放課後等デ イサービス事業)	事務所	5,499	95	-	5,594	15(2)
マルチネット株式会社	本社 (東京都千代田区)	ITサービス事業	事務所	6,324	570	-	6,894	31(1)
株式会社セキュリティ ア	本社 (東京都中央区)	ITサービス事業	事務所	-	194	-	194	8(-)

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 株式会社リステック本社、株式会社みらくる直営店、マルチネット株式会社本社及び株式会社セキュリティア本社は賃借しております。年間賃借料(共益費等含む)は、株式会社リステック本社が6,000千円、株式会社みらくる直営店(3店舗)が7,907千円、マルチネット株式会社本社が22,549千円、株式会社セキュリティア本社が2,640千円であります。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,400,000
計	26,400,000

(注) 2018年7月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、13,200,000株増加し、26,400,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年3月27日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,666,400	8,682,400	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株であ ります。
計	8,666,400	8,682,400	-	-

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「事業年度末現在発行数」は、4,321,700株増加しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ 2013年3月28日定時株主総会決議に基づく2013年4月16日取締役会決議

決議年月日	2013年4月16日
付与対象者の区分及び人数	執行役員 1名 従業員 46名
新株予約権の数	219個 [209個] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	87,600株 [83,600株] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2016年6月4日 至 2019年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 124円 (注) 6 資本組入額 62円 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、本株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 当社が策定した中期経営計画の目標である2013年12月期から2015年12月期までの3期累計の連結営業利益額1,120百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。

達成率80%以上90%未満 割当新株予約権の50%まで行使可能

達成率90%以上100%未満 割当新株予約権の75%まで行使可能

達成率100%以上 割当新株予約権の100%まで行使可能

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

(3) 新株予約権の相続は、これを認めない。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継前の基準に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

承継前の基準に準じて決定する。

5 2015年11月17日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

□ 2014年3月25日定時株主総会決議に基づく2014年4月15日取締役会決議

決議年月日	2014年4月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名
新株予約権の数	33個 [33個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,200株 [13,200株] (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、5
新株予約権の行使期間	自 2014年5月3日 至 2020年5月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 251円(注)5 資本組入額 126円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2015年11月27日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

八 2014年3月25日定時株主総会決議に基づく2014年4月15日取締役会決議

決議年月日	2014年4月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員 46名
新株予約権の数	142個 [124個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	56,800株 [49,600株] (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、5
新株予約権の行使期間	自 2016年6月4日 至 2019年5月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 257円(注)5 資本組入額 129円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 当社が策定した中期経営計画の目標である2014年12月期から2015年12月期までの2期累計の連結営業利益額 900 百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

達成率 80%以上 90%未満 割当新株予約権の 50%まで行使可能

達成率 90%以上100%未満 割当新株予約権の 75%まで行使可能

達成率 100%以上 割当新株予約権の100%まで行使可能

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

(3) 新株予約権の相続は、これを認めない。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2015年11月27日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

二 2015年4月14日取締役会決議

決議年月日	2015年4月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名
新株予約権の数	83個 [71個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	33,200株 [28,400株] (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、5
新株予約権の行使期間	自 2015年5月19日 至 2021年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 214円(注)5 資本組入額 107円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。
- 2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2015年11月27日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ホ 2015年6月16日取締役会決議

決議年月日	2015年6月16日
付与対象者の区分及び人数	従業員 56名
新株予約権の数	487個 [487個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	194,800株 [194,800株] (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	251円(注)1、5
新株予約権の行使期間	自 2017年6月17日 至 2025年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 347円(注)5 資本組入額 174円(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2015年11月27日開催の取締役会決議により、2016年1月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

へ 2016年4月19日取締役会決議

決議年月日	2016年4月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	79個 [79個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	31,600株 [31,600株] (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	自 2016年5月24日 至 2022年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 184円 (注) 4 資本組入額 92円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。
- 2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれが早い日から新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ト 2016年5月17日取締役会決議

決議年月日	2016年5月17日
付与対象者の区分及び人数	執行役員 3名 従業員 54名
新株予約権の数	1,047個 [1,047個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	209,400株 [209,400株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	229円 (注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2018年5月18日 至 2026年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 309円 (注)4 資本組入額 155円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

チ 2017年4月13日取締役会決議

決議年月日	2017年4月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名
新株予約権の数	85個 [85個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株 [34,000株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2017年5月17日 至 2023年5月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 234円(注)4 資本組入額 117円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。
- 2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれが早い日から新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。
 - (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

リ 2018年4月12日取締役会決議

決議年月日	2018年4月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	24個 [24個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	9,600株 [9,600株] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1、4
新株予約権の行使期間	自 2018年5月9日 至 2024年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 616円(注)4 資本組入額 308円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たり1円とし、これに、付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれが早い日から新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記3.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。
- 4 2018年5月15日開催の取締役会決議により、2018年7月1日付で1株を2株に株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

又 2018年9月12日取締役会決議

決議年月日	2018年9月12日
付与対象者の区分及び人数	執行役員 2名 従業員 203名
新株予約権の数	1,091個 [1,088個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	109,100株 [108,800株]
新株予約権の行使時の払込金額	578円(注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 847円 資本組入額 424円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの支払金額に付与株式数を乗じた金額とする。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができない。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、下記に準じて決定する。
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、株主総会における決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1で定められる行使価格を調整して得られる再編後の行使価格に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継前の基準に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
承継前の基準に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年1月1日～ 2014年12月31日 (注)1	44,400	2,083,800	17,049	278,628	17,005	228,690
2015年1月1日～ 2015年12月31日 (注)1	50,400	2,134,200	19,353	297,981	19,303	247,994
2016年1月1日 (注)2	2,134,200	4,268,400	-	297,981	-	247,994
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)1	12,200	4,280,600	1,849	299,831	1,849	249,843
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)1	30,400	4,311,000	6,936	306,768	6,936	256,780
2018年1月1日～ 2018年6月30日 (注)1	10,700	4,321,700	3,238	310,006	3,238	260,018
2018年7月1日 (注)3	4,321,700	8,643,400	-	310,006	-	260,018
2018年7月1日～ 2018年12月31日 (注)1	23,000	8,666,400	2,676	312,682	2,676	262,694

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 2016年1月1日付をもって1株を2株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が2,134,200株増加しております。
- 3 2018年7月1日付をもって1株を2株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が4,321,700株増加しております。
- 4 2019年1月1日から2019年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が16,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,662千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2018年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	12	33	15	10	5,814	5,885	-
所有株式数(単元)	-	26	1,053	29,991	600	29	54,956	86,655	900
所有株式数の割合(%)	-	0.03	1.22	34.61	0.69	0.03	63.42	100	-

(注) 1 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、12単元含まれております。

2 自己株式132,376株は、「個人その他」に1,323単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ララコーポレーション株式会社	東京都豊島区千早3丁目27-2	2,325,200	27.24
玉田 宏一	千葉県千葉市中央区	1,275,400	14.94
遠藤 孝	東京都八王子市	652,500	7.64
株式会社ミートプランニング	群馬県高崎市倉賀野町3199-1	265,600	3.11
関根 俊一	東京都豊島区	256,200	3.00
小田 昌平	宮城県仙台市若林区	219,700	2.57
ハイパー従業員持株会	東京都中央区日本橋堀留町2丁目9-6	207,000	2.42
株式会社庚伸	東京都中央区八丁堀2丁目26-9 グランデビルディング3F	180,000	2.10
由佐 幸継	宮城県仙台市青葉区	121,400	1.42
望月 真貴子	茨城県守谷市	102,600	1.20
計	-	5,605,600	65.68

(注) 1 上記のほか、自己株式が132,376株あります。

2 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 132,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,533,200	85,332	-
単元未満株式	普通株式 900	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,666,400	-	-
総株主の議決権	-	85,332	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。
2 単元未満株式数には当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ハイパー	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号	132,300	-	132,300	1.53
計	-	132,300	-	132,300	1.53

- (注) 上記の他に単元未満株式として自己株式を76株所有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	132,376	-	132,376	-

3【配当政策】

当社は、株主に対して業績に対応した利益還元を行うことを基本方針としており、配当に関しましては、将来の経営環境の変化に対応していくため、積極的な事業展開や企業体質の強化に必要な内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり中間配当9.00円、期末配当4.50円の配当を実施することを決定しました。内部留保資金につきましては、今後の事業展開のために活用してまいります。

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2018年8月10日取締役会決議	38,299	9.00
2019年3月27日定時株主総会決議	38,403	4.50

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2018年8月10日取締役会決議による1株当たり配当額は株式分割前、2019年3月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額は株式分割後の金額を記載しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	1,765	1,156 1 539	563	1,350	2,313 2 710
最低(円)	908	811 1 510	366	457	955 2 450

(注) 1 最高・最低株価は、2013年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 第26期の事業年度別最高・最低株価のうち 1は、株式分割(2016年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

第29期の事業年度別最高・最低株価のうち 2は、株式分割(2018年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	662	618	600	621	653	710
最低(円)	556	517	519	503	528	450

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	玉田 宏一	1964年2月26日生	1986年4月 新日本工販株式会社(現株式会社 フォーバル)入社 1992年1月 当社入社 1992年4月 取締役 1996年4月 常務取締役 2008年3月 取締役副社長 2009年4月 代表取締役社長(現任) 2012年4月 株式会社リステック代表取締役 2013年3月 株式会社らくさあ 代表取締役 2016年1月 株式会社みらくる 取締役(現 任) 2017年7月 マルチネット株式会社 取締役 (現任) 2018年1月 株式会社セキュリティア 代表 取締役(現任) 2018年4月 株式会社リステック取締役(現 任)	(注)1	1,275,400
常務取締役	販売推進統括部 長	望月 真貴子	1971年9月24日生	1995年11月 当社入社 2007年1月 営業企画部長 2008年5月 販売推進統括部長 2011年1月 購買部長 2013年4月 執行役員 2014年3月 取締役 2015年7月 営業統括部長 2017年7月 販売推進統括部長(現任) 2018年3月 常務取締役(現任)	(注)1	102,600
取締役	事業企画室長	江守 裕樹	1972年8月26日生	1995年3月 当社入社 2008年5月 経営企画室長 2010年7月 総務・経営企画統括部長 2011年4月 執行役員 2012年1月 管理統括部長 2012年3月 取締役(現任) 2013年3月 株式会社らくさあ 監査役 2013年4月 経営企画室長 2014年7月 経理部長 2015年3月 株式会社リステック 監査役 2015年5月 事業企画室長(現任) 2016年1月 株式会社みらくる 代表取締役 (現任)	(注)1	26,800
取締役	営業統括部長	松村 雅浩	1974年1月1日生	1995年5月 当社入社 2008年5月 執行役員 特販営業統括部長 広域営業統括部長 2009年4月 アスケット営業統括部長 2012年1月 取締役(現任) 2012年7月 営業統括部長 2013年3月 株式会社らくさあ 取締役 2015年7月 販売推進統括部長 2017年7月 営業統括部長(現任) 2018年7月 D S 営業営業部長(現任)	(注)1	20,300
取締役	管理統括部長	田邊 浩明	1976年4月2日	2002年8月 当社入社 2012年1月 業務部長 2014年7月 執行役員 2014年10月 管理統括部 副統括部長 経営企画室長(現任) 業務部長 2016年1月 管理統括部長(現任) 2016年1月 株式会社みらくる 監査役(現 任) 2016年3月 株式会社リステック 監査役(現 任) 2017年3月 取締役(現任) 2017年7月 マルチネット株式会社 監査役 (現任) 2018年1月 株式会社セキュリティア 監査役 (現任)	(注)1	4,900

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	宮澤 敏	1964年2月7日生	1985年3月 新日本工販株式会社(現株式会社 フォーバル)入社 1993年2月 株式会社庚伸 代表取締役(現 任) 1995年3月 当社取締役会長 1997年12月 株式会社バルディア 社外取締役 (現任) 2002年6月 株式会社ドムコス 代表取締役 2006年12月 コウシン・ベトナム有限公司CEO (現任) 2015年3月 日本オプロ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年3月 当社取締役(現任)	(注)1	30,000
取締役	-	安達 敏男	1949年12月21日	1976年4月 検事任官(東京地方検察庁、大阪 地方検察庁等) 1992年4月 最高裁判法研修所 検察長官 1995年4月 札幌法務局 訟務部長 1998年4月 東京高等検察庁 検事 1999年12月 新潟地方検察庁 次席検事 2001年4月 福岡法務局 局長 2002年1月 東京高等検察庁 検事 2004年1月 名古屋法務局 局長 2005年4月 最高検察庁 検事 2005年12月 新潟合同公証人役場 公証人 2008年5月 かすが法律事務所 所属弁護士 2011年4月 東京都足立区公益監察委員 2013年1月 東京アライズ法律事務所 パート ナー弁護士(現任) 2019年3月 当社取締役(現任)	(注)1	-
常勤監査役	-	佐藤 亨	1955年4月25日生	1978年4月 ホウトク販売株式会社(現株式会 社ホウトク) 入社 1983年6月 日本オフィス・システム株式会 社 入社 1999年12月 ダイワボウ情報システム株式会 社 入社 2000年4月 同社アップル営業1課長 2004年4月 同社営業企画部広域統括課長 2005年12月 同社東京総務部総務課長 2010年7月 同社事業管理部東日本管理部長 2015年4月 同社事業管理部東日本管理課 2016年3月 当社監査役 2017年3月 当社常勤監査役(現任)	(注)2	-
監査役	-	若林 和子	1953年12月11日生	1976年11月 中央監査法人 入社 1987年2月 株式会社マネジメントクリニック (現みなとアドバイザーズ株式会 社)設立 代表取締役(現任) 1988年1月 若林・中川公認会計士事務所(現 みなと公認会計士事務所)設立 代表(現任) 2000年9月 当社監査役(現任)	(注)3	16,500
監査役	-	塩川 公男	1950年7月1日生	1973年3月 株式会社大塚商会 入社 1994年3月 同社理事 1996年3月 同社取締役 2010年3月 同社取締役上席常務執行役員 2017年3月 同社顧問 2017年4月 ソルフレア株式会社 取締役(現 任) 2017年5月 株式会社ハッシュ 顧問(現任) 2018年3月 当社監査役(現任)	(注)3	-
計						1,476,500

- (注)1 2019年3月27日開催の定時株主総会より1年間。
2 2016年3月24日開催の定時株主総会より4年間。
3 2018年3月23日開催の定時株主総会より4年間。
4 取締役宮澤敏及び安達敏男は、社外取締役であります。
5 常勤監査役佐藤亨、監査役若林和子及び塩川公男は、社外監査役であります。
6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は社外監査役3名であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

当社では、社会的責任及び株主を重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。従来より社内諸規程及び業務フローの整備を通じて内部管理体制を強化してまいりましたが、経営執行の公正性・透明性を図るなど内部牽制機能の一層の強化が必要であると考えております。このような観点から、迅速かつ確かな意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、コンプライアンスについても、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが肝要であると考えております。

ロ 当該体制を採用する具体的な理由

当社は、取締役会における意思決定及び業務執行を行いながら、監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しております。

ハ 取締役会

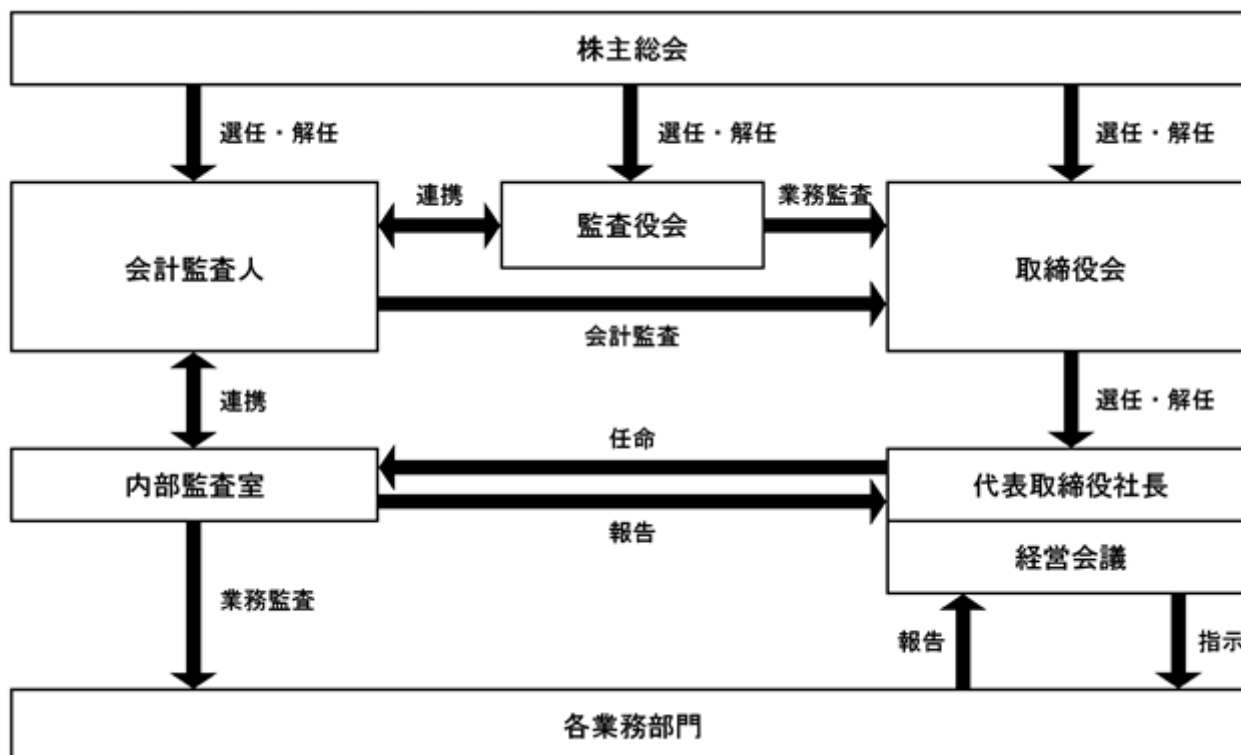
取締役会は、取締役7名（うち常勤取締役5名、社外取締役2名）で構成され、毎月1回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、活発な議論を通じてコーポレート・ガバナンスに留意した経営の基本方針、経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

ニ 経営会議

経営会議は、取締役7名（うち常勤取締役5名、社外取締役2名）と常勤監査役1名で構成され、毎月1回以上、取締役会付議事項の原案策定や人事・組織等に関する稟議案件の審査、リスク対応策の検討等会社運営における重要事項の検討を行っております。

ホ 内部統制システムの整備の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の図式は次のとおりであります。



へ リスク管理体制の整備の状況

当社が抱えるリスク状況につきましては、経営会議にて常に検討事項とし、現状の把握をもとに、対応策の検討、管理の強化を図っております。

ト 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制及び業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制及び報告体制を確保しております。

監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備及び運用状況を監視しております。また、内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査しております。

チ 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

リ その他

日常業務においては、稟議制度の適切な運用により、独断や権限外の決裁の防止を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部統制システムとしては、内部管理体制の強化を目的として、組織の見直しに加え社内諸規程の整備や社長直轄の内部監査室（内部監査室長1名体制）の設置などを行い、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。特に、内部監査については、監査役や監査法人との連携のもと定期的に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に業務監査あるいは臨時的監査を実施することで、内部管理体制構築のための一助となっております。

監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制です。各監査役は職務分担のもと、監査計画に従い、毎月開催される定時取締役会及び必要な都度開催される臨時取締役会に出席するほか、随時、経営会議への出席、資料の閲覧、取締役社長との定例会合、取締役との意見交換、関係者へのヒアリング、実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査法人や内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。

監査役若林和子は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役宮澤敏は、情報・通信業での経営者としての優れた見識と深い経験に基づき、社内の取締役に対する監督機能に加え、経営全般に対する助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っております。また、社外取締役安達敏男は、検事及び弁護士としての長年の法律実務の経験により培われたコーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する高い見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明する役割を担っております。

当社と社外取締役2名との間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社の監査役3名は、社外監査役であります。様々な着眼点から実施される監査は、適法性の監査に留まらず、経営の監視機能として大きな役割を果たしております。また、各監査役は取締役会に出席し、客観的な立場から、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めるとともに、業務執行の妥当性や経営の効率性といった観点から意見を表明し、取締役会の経営判断の一助となっております。

当社と社外監査役の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役と提出会社との関係

宮澤 敏 2018年12月末日現在で、当社株式30,000株の所有を除き、人的関係、資本的关系、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。なお、宮澤敏氏は、株式会社庚申の代表取締役を兼任しております。当社は同社との間に製品の販売等の取引関係があります。経営者としての優れた見識と深い経験を経営全般に反映していただくことを期待し選任しております。

安達敏男 安達敏男氏は、東京アライズ法律事務所のパートナー弁護士として在籍しておりますが、同事務所と当社との間に特別な関係はありません。検事や弁護士として培ってきた高度な専門知識を有しており、当社のガバナンス構築に反映していただくことを期待し選任しております。

社外監査役と提出会社との関係

佐藤 亨 当社の主要仕入先であるダイワボウ情報システム株式会社に業務執行者として勤務（2017年3月まで在籍）していましたが、人的関係、資本的关系、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。

若林和子 2018年12月末日現在で、当社株式16,500株の所有を除き、人的関係、資本的关系、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。なお、若林和子氏は、みなとアドバイザーズ株式会社の代表取締役を兼任しております。当社は同社との間に製品の販売の取引関係があります。公認会計士・税理士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。

塩川公男 当社の主要仕入先である株式会社大塚商会に顧問として2018年3月まで在籍していましたが、人的関係、資本的关系、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。

なお、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	52,617	46,155	6,462			6
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	14,550	14,550				5

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象役員数(名)	内容
38,537	5	使用人兼務役員の使用人部分の給与

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の規模、業績を考慮して公正かつ公平に決定されるよう努めております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2銘柄
貸借対照表計上額の合計額 14,180千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
キャノンマーケティング ジャパン(株)	4,620	14,068	取引関係の維持・強化

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
キャノンマーケティング ジャパン(株)	4,709	9,230	取引関係の維持・強化

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題については随時指導を受け、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	小野木 幹 久 石 井 広 幸	EY新日本有限責任監査法人

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 16名

(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役であった者及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,420	-	23,520	
連結子会社	-	-		
計	21,420	-	23,520	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模、特性及び監査日数等を勘案し、監査公認会計士等と協議の上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備しております。

また、監査法人等が主催する研修会へ参加し、情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,848,692	2,107,351
受取手形及び売掛金	1 3,114,563	1 2,994,324
電子記録債権	1 127,159	1 118,242
商品	682,495	393,707
その他	97,200	106,102
貸倒引当金	10,094	9,704
流動資産合計	5,860,016	5,710,024
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	38,874	31,902
工具、器具及び備品(純額)	18,308	14,731
有形固定資産合計	2 57,183	2 46,634
無形固定資産		
のれん	196,042	153,645
顧客関係資産	98,715	72,000
その他	98,848	104,603
無形固定資産合計	393,606	330,248
投資その他の資産		
投資有価証券	39,018	35,160
繰延税金資産	26,936	30,670
その他	201,315	213,419
貸倒引当金	84,213	85,187
投資その他の資産合計	183,057	194,063
固定資産合計	633,847	570,945
資産合計	6,493,863	6,280,970
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,831,305	2,531,403
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	334,317	324,648
未払法人税等	132,166	85,540
賞与引当金	70,979	68,974
その他	225,049	221,422
流動負債合計	3,593,817	3,331,989
固定負債		
長期借入金	308,576	238,028
退職給付に係る負債	23,630	20,810
資産除去債務	26,291	26,628
その他	-	940
固定負債合計	358,498	286,407
負債合計	3,952,315	3,618,396

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	306,768	312,682
資本剰余金	276,969	282,883
利益剰余金	1,897,543	2,002,792
自己株式	32,053	32,053
株主資本合計	2,449,228	2,566,305
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,160	1,640
その他の包括利益累計額合計	5,160	1,640
新株予約権	87,158	94,626
純資産合計	2,541,548	2,662,573
負債純資産合計	6,493,863	6,280,970

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	22,268,215	22,147,210
売上原価	¹ 19,267,498	¹ 19,045,805
売上総利益	3,000,716	3,101,404
販売費及び一般管理費	² 2,662,172	² 2,756,442
営業利益	338,543	344,961
営業外収益		
受取利息	565	503
受取配当金	775	753
広告料収入	2,000	1,500
受取手数料	1,320	1,175
助成金収入	-	1,782
その他	4,607	3,102
営業外収益合計	9,269	8,817
営業外費用		
支払利息	5,579	4,186
支払手数料	604	986
その他	44	135
営業外費用合計	6,227	5,307
経常利益	341,585	348,472
特別損失		
減損損失	-	³ 5,258
特別損失合計	-	5,258
税金等調整前当期純利益	341,585	343,213
法人税、住民税及び事業税	142,565	157,599
法人税等調整額	4,114	1,739
法人税等合計	138,450	159,339
当期純利益	203,135	183,874
親会社株主に帰属する当期純利益	203,135	183,874

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益	203,135	183,874
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,432	3,519
その他の包括利益合計	1 3,432	1 3,519
包括利益	206,567	180,354
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	206,567	180,354
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	299,831	270,032	1,768,179	32,053	2,305,990
当期変動額					
新株予約権の行使	6,936	6,936			13,873
剰余金の配当			73,770		73,770
親会社株主に帰属する当期純利益			203,135		203,135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,936	6,936	129,364	-	143,238
当期末残高	306,768	276,969	1,897,543	32,053	2,449,228

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,728	1,728	75,923	2,383,642
当期変動額				
新株予約権の行使			10,436	3,437
剰余金の配当				73,770
親会社株主に帰属する当期純利益				203,135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,432	3,432	21,672	25,104
当期変動額合計	3,432	3,432	11,235	157,905
当期末残高	5,160	5,160	87,158	2,541,548

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	306,768	276,969	1,897,543	32,053	2,449,228
当期変動額					
新株予約権の行使	5,914	5,914			11,828
剰余金の配当			78,625		78,625
親会社株主に帰属する当期純利益			183,874		183,874
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,914	5,914	105,249	-	117,077
当期末残高	312,682	282,883	2,002,792	32,053	2,566,305

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,160	5,160	87,158	2,541,548
当期変動額				
新株予約権の行使			5,724	6,103
剰余金の配当				78,625
親会社株主に帰属する当期純利益				183,874
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,519	3,519	13,192	9,673
当期変動額合計	3,519	3,519	7,467	121,025
当期末残高	1,640	1,640	94,626	2,662,573

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	341,585	343,213
減価償却費	76,281	79,113
減損損失	-	5,258
のれん償却額	21,782	43,898
貸倒引当金の増減額(は減少)	19,970	2,509
賞与引当金の増減額(は減少)	19,053	2,005
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	345	2,819
受取利息及び受取配当金	1,340	1,256
支払利息	5,579	4,186
株式報酬費用	21,672	13,192
売上債権の増減額(は増加)	311,499	126,256
たな卸資産の増減額(は増加)	159,522	288,359
仕入債務の増減額(は減少)	239,914	299,901
未払消費税等の増減額(は減少)	29,579	12,613
その他	19,078	24,221
小計	641,525	563,169
利息及び配当金の受取額	1,341	1,254
保険解約返戻金	15,361	-
利息の支払額	5,625	4,124
役員退職慰労金の支払額	34,165	-
法人税等の支払額	54,926	196,921
営業活動によるキャッシュ・フロー	563,510	363,378
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,107	5,615
無形固定資産の取得による支出	16,702	44,488
投資有価証券の取得による支出	20,212	1,215
投資有価証券の償還による収入	30,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 168,349	-
事業譲受による支出	³ 120,000	-
その他	3,645	1,569
投資活動によるキャッシュ・フロー	307,017	52,889
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	500,000	300,000
長期借入金の返済による支出	490,581	380,217
ストックオプションの行使による収入	3,437	6,103
配当金の支払額	73,681	77,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,824	51,830
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	195,669	258,659
現金及び現金同等物の期首残高	1,643,023	1,838,692
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,838,692	¹ 2,097,351

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社リステック、株式会社みらくる、マルチネット株式会社、株式会社セキュリティア

上記のうち、株式会社セキュリティアについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。

また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別 は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

合理的な年数(5年)で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1 . 「 税効果会計に係る会計基準の適用指針 」 等

・ 「 税効果会計に係る会計基準の適用指針 」 (企業会計基準適用指針第28号 平成30年 2月16日改正 企業会計基準委員会)

・ 「 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 」 (企業会計基準適用指針第26号 平成30年 2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われています。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「 税効果会計に係る会計基準の適用指針 」 等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 . 「 収益認識に関する会計基準 」 等

・ 「 収益認識に関する会計基準 」 (企業会計基準第29号 平成30年 3月30日 企業会計基準委員会)

・ 「 収益認識に関する会計基準の適用指針 」 (企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB) 及び米国財務会計基準審議会(FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年 5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年 1月 1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「 収益認識に関する会計基準 」 等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
受取手形	7,939千円	4,960千円
電子記録債権	1,457	7,052

2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	78,015千円	83,808千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	9千円	10千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
給与手当	877,773千円	889,196千円
賞与引当金繰入額	53,533	54,574
販売手数料	531,168	560,905
貸倒引当金繰入額	19,970	2,509
減損損失に関する注記		

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
ハッピーテラス千葉みなと教室 (千葉県千葉市)	放課後等デイサービス施設	建物 工具、器具及び備品 投資その他の資産(その他)

減損損失の認識に至った経緯

投資効率の低い教室において、将来の回復が見込まれないことが判明したため、減損損失を認識しております。

減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳は、以下の通りであります。

種類	金額(千円)
建物	3,959
工具、器具及び備品	99
その他	1,200
合計	5,258

資産のグルーピング

当社グループは、事業の種類別に独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

なお、放課後等デイサービス事業の事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である教室に拠って資産のグループ化を行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額をゼロとしております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,946千円	5,073千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	4,946	5,073
税効果額	1,514	1,553
その他有価証券評価差額金	3,432	3,519
その他の包括利益合計	3,432	3,519

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,280,600	30,400	-	4,311,000
合計	4,280,600	30,400	-	4,311,000
自己株式				
普通株式	66,188	-	-	66,188
合計	66,188	-	-	66,188

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加30,400株は、ストック・オプションの権利行使による増加でありませ

ず。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	87,158
	合計	-	-	-	-	-	87,158

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年3月23日 定時株主総会	普通株式	37,929	9.00	2016年12月31日	2017年3月24日
2017年8月10日 取締役会	普通株式	35,841	8.50	2017年6月30日	2017年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	40,325	利益剰余金	9.50	2017年12月31日	2018年3月24日

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1, 2	4,311,000	4,355,400	-	8,666,400
合計	4,311,000	4,355,400	-	8,666,400
自己株式(注)1, 3				
普通株式	66,188	66,188	-	132,376
合計	66,188	66,188	-	132,376

(注)1. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加4,355,400株は、株式分割による増加4,321,700株、ストック・オプションの権利行使による増加33,700株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加66,188株は、株式分割による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	94,626
	合計	-	-	-	-	-	94,626

(注)新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	40,325	9.50	2017年12月31日	2018年3月24日
2018年8月10日 取締役会	普通株式	38,299	9.00	2018年6月30日	2018年9月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	38,403	利益剰余金	4.50	2018年12月31日	2019年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
現金及び預金勘定	1,848,692千円	2,107,351千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	1,838,692	2,097,351

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

株式の取得により新たにマルチネット社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにマルチネット社株式の取得価額とマルチネット社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	264,442	千円
固定資産	52,762	
のれん	217,824	
流動負債	88,173	
固定負債	85,256	
非支配株主持分	-	
マルチネット社株式の取得価額	361,600	
マルチネット社現金及び現金同等物	193,250	
差引:マルチネット社取得のための支出	168,349	

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

3 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

事業譲受により増加した資産は無形固定資産の顧客関係資産(120,000千円)であります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権については、当社グループにおける債権管理規程に従い、各担当部署において取引先ごとの状況をモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2017年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,848,692	1,848,692	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,114,563	3,114,563	-
(3) 電子記録債権	127,159	127,159	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	14,068	14,068	-
資産計	5,104,483	5,104,483	-
(1) 買掛金	2,831,305	2,831,305	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	334,317	335,968	1,651
(3) 長期借入金	308,576	306,287	2,288
(4) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	3,474,198	3,473,561	636

当連結会計年度（2018年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,107,351	2,107,351	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,994,324	2,994,324	-
(3) 電子記録債権	118,242	118,242	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	9,230	9,230	-
資産計	5,229,150	5,229,150	-
(1) 買掛金	2,531,403	2,531,403	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	324,648	325,902	1,254
(4) 長期借入金	238,028	236,835	1,192
(5) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	3,194,079	3,194,141	61

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
非上場株式	4,950	5,930
非上場債券	20,000	20,000

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,847,560	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,114,563	-	-	-
電子記録債権	127,159	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	-	10,000	10,000	-
合計	5,089,283	10,000	10,000	-

当連結会計年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,106,903	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,994,324	-	-	-
電子記録債権	118,242	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	-	10,000	10,000	-
合計	5,219,471	10,000	10,000	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2017年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	334,317	-	-	-	-	-
長期借入金	-	224,448	84,128	-	-	-
合計	334,317	224,448	84,128	-	-	-

当連結会計年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	324,648	-	-	-	-	-
長期借入金	-	184,328	53,700	-	-	-
合計	424,648	184,328	53,700	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2017年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,068	6,630	7,438
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	14,068	6,630	7,438
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,068	6,630	7,438

当連結会計年度(2018年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,230	6,865	2,365
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,230	6,865	2,365
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		9,230	6,865	2,365

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
前連結会計年度(2017年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年12月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	-千円	23,630千円
子会社株式取得による増加	23,284	-
退職給付費用	1,350	2,655
退職給付の支払額	1,005	5,475
退職給付に係る負債の期末残高	23,630	20,810

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,630千円	20,810千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,630	20,810
退職給付に係る負債	23,630	20,810
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,630	20,810

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 1,350千円 当連結会計年度 2,655千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
一般管理費の株式報酬費	21,672	13,192

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年 第2回ストック・オプション	2014年 第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	執行役員1名及び使用人46名	取締役6名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 87,600株	普通株式 13,200株
付与日	2013年6月3日	2014年5月2日
権利確定条件	(注)2	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 2013年6月3日 至 2016年6月3日	自 2014年5月3日 至 2017年5月2日
権利行使期間	自 2016年6月4日 至 2019年6月3日	自 2014年5月3日 至 2020年5月2日

	2014年 第4回ストック・オプション	2015年 第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	使用人46名	取締役6名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 56,800株	普通株式 33,200株
付与日	2014年5月2日	2015年5月18日
権利確定条件	(注)3	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 2014年5月2日 至 2016年6月3日	自 2015年5月19日 至 2018年5月18日
権利行使期間	自 2016年6月4日 至 2019年5月2日	自 2015年5月19日 至 2021年5月18日

	2015年 第6回ストック・オプション	2016年 第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	使用人56名	取締役5名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 194,800株	普通株式 31,600株
付与日	2015年7月16日	2016年5月23日
権利確定条件	権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあること。	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 2015年7月17日 至 2017年6月16日	自 2016年5月24日 至 2019年5月23日
権利行使期間	自 2017年6月17日 至 2025年6月16日	自 2016年5月24日 至 2022年5月23日

	2016年 第8回ストック・オプション	2017年 第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	執行役員3名及び使用人54名	取締役6名
ストック・オプションの数	普通株式 209,400株	普通株式 34,000株
付与日	2016年6月20日	2017年5月16日
権利確定条件	権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあること。	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	自 2016年6月21日 至 2018年5月17日	自 2017年5月17日 至 2020年5月16日
権利行使期間	自 2018年5月18日 至 2026年5月17日	自 2017年5月17日 至 2023年5月16日

	2018年 第10回ストック・オプション	2018年 第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	当社執行役員及び従業員205名
ストック・オプションの数	普通株式 9,600株	普通株式 109,100株
付与日	2018年5月8日	2018年10月10日
権利確定条件	付与日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該予約権を行使することができない。
対象勤務期間	自 2018年5月9日 至 2021年5月8日	自 2018年10月11日 至 2020年9月12日
権利行使期間	自 2018年5月9日 至 2024年5月8日	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件

当社が策定した中期経営計画の目標である2013年12月期から2015年12月期までの3期累計の連結営業利益額1,120百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

達成率80%以上90%未満割当新株予約権の50%まで行使可能

達成率90%以上100%未満割当新株予約権の75%まで行使可能

達成率100%以上割当新株予約権の100%まで行使可能

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

新株予約権の相続は、これを認めない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

3 新株予約権の行使の条件

当社が策定した中期経営計画の目標のうち2014年12月期から2015年12月期までの2期累計の連結営業利益額900百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

達成率80%以上90%未満割当新株予約権の50%まで行使可能

達成率90%以上100%未満割当新株予約権の75%まで行使可能

達成率100%以上割当新株予約権の100%まで行使可能

なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役

員または従業員であることを要する。

新株予約権の相続は、これを認めない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2013年 第2回ストック・オプション	2014年 第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)		-
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		-
前連結会計年度末	98,000	18,400
権利確定	-	-
権利行使	8,000	5,200
失効	2,400	-
未行使残	87,600	13,200

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2014年 第4回ストック・オプション	2015年 第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	33,200
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	33,200
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	63,600	-
権利確定	-	33,200
権利行使	5,200	-
失効	1,600	-
未行使残	56,800	33,200

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2015年 第6回ストック・オプション	2016年 第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	31,600
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	31,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	203,200	-
権利確定	-	-
権利行使	6,000	-
失効	2,400	-
未行使残	194,800	-

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 第8回ストック・オプション	2017年 第9回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	233,800	34,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	233,800	-
未確定残	-	34,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	233,800	-
権利行使	20,000	-
失効	4,400	-
未行使残	209,400	-

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2018年 第10回ストック・オプション	2018年 第11回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	9,600	109,400
失効	-	300
権利確定	-	-
未確定残	9,600	109,100
権利確定後 (株)		

	2018年 第10回ストック・オプション	2018年 第11回ストック・オプション
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2013年 第2回ストック・オプション	2014年 第3回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	559	602
公正な評価単価(付与日)(円)	124	251

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2014年 第4回ストック・オプション	2015年 第5回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	554	-
公正な評価単価(付与日)(円)	256	214

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2015年 第6回ストック・オプション	2016年 第7回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	251	1
行使時平均株価 (円)	709	-
公正な評価単価(付与日)(円)	96	183

(注) 2016年1月1日付株式分割(1株につき2株の割合)及び2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年 第8回ストック・オプション	2017年 第9回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	229	1
行使時平均株価 (円)	674	-
公正な評価単価(付与日)(円)	80	234

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2018年 第10回ストック・オプション	2018年 第11回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	578
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	616	269

(注) 2018年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年第10回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2018年第10回ストック・オプション
株価変動性(注)1	52.377%
予想残存期間(注)2	4.5年
予想配当(注)3	18円/株
無リスク利率(注)4	0.110%

(注) 1 2013年11月8日から2018年5月8日までの株価実績に基づき算定しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 2017年12月期の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与された2018年第11回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2018年第11回ストック・オプション
株価変動性(注)1	59.306%
予想残存期間(注)2	6年
予想配当(注)3	9円/株
無リスク利率(注)4	0.015%

(注)1 2012年10月10日から2018年10月10日までの株価実績に基づき算定しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3 2017年12月期の配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	28,901千円	29,056千円
未払事業税否認	8,517	6,523
未払事業所税否認	1,045	938
賞与引当金繰入限度超過額	22,593	21,692
未払費用否認	3,181	3,347
資産除去債務	6,802	6,896
退職給付費用否認	8,225	16,811
株式報酬費用	15,928	7,200
株式取得関連費用	10,717	10,717
繰越欠損金	15,481	76,324
その他	2,751	3,060
繰延税金資産小計	124,147	182,570
評価性引当額	51,985	113,126
繰延税金資産合計	72,161	69,443
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去債務)	4,494	4,370
その他	2,277	724
繰延税金負債合計	6,771	5,094
繰延税金資産の純額	65,390	64,349

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	1.15	1.27
住民税均等割	0.89	0.96
評価性引当額の増減	6.38	7.96
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.04	0.11
適格株式報酬費用	1.29	0.41
のれんの償却額	1.97	3.92
その他	2.03	0.94
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.53	46.43

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に「ITサービス事業」、「アスクルエージェント事業」により構成されているため、この2つの事業を報告セグメントとしております。

「ITサービス事業」は主にコンピュータ、プリンター等の販売及びそれに付帯する設置保守のサービス等を行っており、「アスクルエージェント事業」は、主にアスクル代理店を行っております。

当連結会計年度より、従来「情報機器販売事業」としていた報告セグメント名称を「ITサービス事業」に変更しております。

この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、前連結会計年度の報告セグメントについても、変更後の名称で表示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エー ジェ ント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	14,545,018	7,696,943	22,241,962	26,252	22,268,215	-	22,268,215
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	14,545,018	7,696,943	22,241,962	26,252	22,268,215	-	22,268,215
セグメント利益又は損失 ()	295,646	59,756	355,403	16,860	338,543	-	338,543
その他の項目							
減価償却費	42,260	33,226	75,486	794	76,281	-	76,281
のれんの償却額	21,782	-	21,782	-	21,782	-	21,782

(注)1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

3 当社グループは、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額	連結財務 諸表計上額 (注)1
	ITサー ビス事業	アスクル エージェント 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	13,695,255	8,404,626	22,099,881	47,328	22,147,210	-	22,147,210
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	13,695,255	8,404,626	22,099,881	47,328	22,147,210	-	22,147,210
セグメント利益又は損失 ()	256,300	113,503	369,804	24,842	344,961	-	344,961
その他の項目							
減価償却費	45,702	32,544	78,247	865	79,113	-	79,113
のれんの償却額	43,898	-	43,898	-	43,898	-	43,898

(注)1 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、就労移行支援事業及び放課後等デイサービス事業等を含んでおります。

【関連情報】

前連結会計年度(自2017年1月1日 至2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス事業	アスクルエージェント事業	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	-	-	5,258	-	5,258

(注)「その他」の金額は、放課後等デイサービス事業に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス事業	アスクルエージェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	21,782	-	-	-	21,782
当期末残高	196,042	-	-	-	196,042

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	ITサービス事業	アスクルエージェント事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	43,898	-	-	-	43,898
当期末残高	153,645	-	-	-	153,645

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	289円10銭	300円91銭
1株当たり当期純利益金額	24円07銭	21円62銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	23円12銭	20円38銭

(注) 1. 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	203,135	183,874
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	203,135	183,874
期中平均株式数(株)	8,440,786	8,505,427
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		-
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	345,991	516,651
(うち新株予約権(株))	(345,991)	(516,651)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	2018年9月12日開催の取締役会の決議による株式会社ハイパー第11回新株予約権(普通株式109,100株)

(重要な後発事象)

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、2019年2月20日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2019年3月27日開催の第29回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議し、本株主総会において承認されました。

1. 本制度導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間(以下「対象期間」という。)の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

3. 信託契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
信託契約日	2019年5月(予定)
信託の期間	2019年5月～2025年5月(予定)
制度開始日	2019年5月(予定)
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
取得株式の種類	当社普通株式
株式の取得方法	当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得 (立会外取引も含む。)
信託金の上限額	480百万円(信託報酬・信託費用を含む。)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	0.45	-
1年以内に返済予定の長期借入金	334,317	324,648	0.53	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	308,576	238,028	0.49	2020年～21年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	642,893	662,676	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	184,328	53,700	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	6,015,099	11,155,463	16,515,511	22,147,210
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	188,060	241,916	269,620	343,213
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	119,543	142,805	150,893	183,874
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	14.08	16.81	17.75	21.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	14.08	2.74	0.95	3.87

(注) 2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,575,023	1,758,524
受取手形	1 140,986	1 124,328
売掛金	2 2,882,067	2 2,782,771
電子記録債権	1 127,159	1 118,242
商品	646,501	345,860
貯蔵品	454	1,199
前渡金	1,413	201
前払費用	26,813	34,441
繰延税金資産	31,179	28,001
その他	2 27,637	2 36,462
貸倒引当金	10,094	9,704
流動資産合計	5,449,143	5,220,331
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,722	19,432
工具、器具及び備品	16,372	13,522
有形固定資産合計	37,095	32,954
無形固定資産		
ソフトウェア	93,953	102,178
顧客関係資産	98,715	72,000
その他	1,273	1,273
無形固定資産合計	193,943	175,451
投資その他の資産		
投資有価証券	39,018	34,180
関係会社株式	446,603	496,603
出資金	10,000	10,000
関係会社長期貸付金	60,000	110,000
破産更生債権等	84,214	85,186
繰延税金資産	18,493	21,806
敷金	74,060	75,830
その他	5,206	5,069
貸倒引当金	108,958	149,037
投資その他の資産合計	628,638	689,639
固定資産合計	859,676	898,045
資産合計	6,308,819	6,118,377

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,806,788	2,494,989
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	334,317	324,648
未払金	97,367	107,366
未払費用	62,587	61,156
未払法人税等	125,645	67,655
前受金	1,915	431
預り金	25,158	22,642
賞与引当金	53,533	54,574
流動負債合計	3,507,314	3,233,463
固定負債		
長期借入金	308,576	238,028
資産除去債務	17,104	17,376
固定負債合計	325,680	255,404
負債合計	3,832,995	3,488,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	306,768	312,682
資本剰余金		
資本準備金	256,780	262,694
その他資本剰余金	20,188	20,188
資本剰余金合計	276,969	282,883
利益剰余金		
利益準備金	2,607	2,607
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,829,212	1,967,121
利益剰余金合計	1,831,820	1,969,728
自己株式	32,053	32,053
株主資本合計	2,383,505	2,533,241
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,160	1,640
評価・換算差額等合計	5,160	1,640
新株予約権	87,158	94,626
純資産合計	2,475,824	2,629,509
負債純資産合計	6,308,819	6,118,377

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1 21,776,569	1 21,418,085
売上原価		
商品期首たな卸高	792,281	646,501
当期商品仕入高	1 18,833,451	1 18,294,053
合計	19,625,733	18,940,555
商品期末たな卸高	646,501	345,860
商品売上原価	18,979,231	18,594,694
売上総利益	2,797,338	2,823,390
販売費及び一般管理費	2 2,440,057	2 2,459,368
営業利益	357,280	364,021
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 1,791	1 2,058
広告料収入	2,000	1,500
受取手数料	1 10,020	1 12,480
経営指導料	1 7,290	1 8,190
その他	3,565	3,318
営業外収益合計	24,667	27,546
営業外費用		
支払利息	5,505	4,186
支払手数料	604	986
貸倒引当金繰入額	24,744	39,106
その他	17	135
営業外費用合計	30,871	44,413
経常利益	351,076	347,154
特別損失		
関係会社株式評価損	19,999	-
特別損失合計	19,999	-
税引前当期純利益	331,076	347,154
法人税、住民税及び事業税	136,216	129,201
法人税等調整額	11,352	1,418
法人税等合計	124,864	130,620
当期純利益	206,212	216,534

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	299,831	249,843	20,188	270,032	2,607	1,696,770	1,699,378	32,053	2,237,189	
当期変動額										
新株予約権の行使	6,936	6,936		6,936					13,873	
剰余金の配当						73,770	73,770		73,770	
当期純利益						206,212	206,212		206,212	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	6,936	6,936	-	6,936	-	132,441	132,441	-	146,315	
当期末残高	306,768	256,780	20,188	276,969	2,607	1,829,212	1,831,820	32,053	2,383,505	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	1,728	1,728	75,923	2,314,840
当期変動額				
新株予約権の行使			10,436	3,437
剰余金の配当				73,770
当期純利益				206,212
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	3,432	3,432	21,672	25,104
当期変動額合計	3,432	3,432	11,235	160,983
当期末残高	5,160	5,160	87,158	2,475,824

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	306,768	256,780	20,188	276,969	2,607	1,829,212	1,831,820	32,053	2,383,505
当期変動額									
新株予約権の行使	5,914	5,914		5,914					11,828
剰余金の配当						78,625	78,625		78,625
当期純利益						216,534	216,534		216,534
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	5,914	5,914	-	5,914	-	137,908	137,908	-	149,736
当期末残高	312,682	262,694	20,188	282,883	2,607	1,967,121	1,969,728	32,053	2,533,241

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,160	5,160	87,158	2,475,824
当期変動額				
新株予約権の行使			5,724	6,103
剰余金の配当				78,625
当期純利益				216,534
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,519	3,519	13,192	9,673
当期変動額合計	3,519	3,519	7,467	153,684
当期末残高	1,640	1,640	94,626	2,629,509

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) ヘッジ会計の処理

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
受取手形	7,939千円	4,960千円
電子記録債権	1,457	7,052

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
短期金銭債権	5,580千円	9,011千円
短期金銭債務	1,800	97

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,019千円	5,040千円
仕入高	4,889	14,102
営業取引以外の取引による取引高	17,763	21,479

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66.7%、当事業年度65.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33.3%、当事業年度34.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
役員報酬	62,625千円	60,705千円
給料手当	829,130	798,125
法定福利費	157,705	158,156
賞与引当金繰入額	53,533	54,574
荷造発送費	99,317	106,378
販売手数料	525,899	554,033
減価償却費	70,649	74,578
地代家賃	118,792	122,767
貸倒引当金繰入額	20,128	2,508

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2017年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 446,603千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2018年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 496,603千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額	36,478千円	48,606千円
未払事業税否認	8,114	4,964
未払事業所税否認	1,045	938
賞与引当金繰入限度超過額	16,520	16,710
未払費用否認	2,384	2,416
資産除去債務	5,237	5,320
株式報酬費用	15,928	16,811
関係会社株式評価損	6,123	6,123
その他	1,634	2,118
繰延税金資産小計	93,466	104,011
評価性引当額	39,486	51,759
繰延税金資産合計	53,979	52,252
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去債務)	2,028	1,720
その他	2,277	724
繰延税金負債合計	4,306	2,444
繰延税金資産の純額	49,673	49,807

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.18	1.25
住民税均等割	0.67	0.71
評価性引当額の増減	5.11	3.56
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.04	0.11
適格株式報酬費用	1.33	0.60
その他	1.48	0.54
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.71	37.63

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(役員に対する株式報酬制度の導入について)

当社は、2019年2月20日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2019年3月27日開催の第29回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議し、本株主総会において承認されました。

1. 本制度導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度です。

また、本制度は2019年3月28日から2025年3月の定時株主総会終結の日までの6年間(以下「対象期間」という。)の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

3. 信託契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
信託契約日	2019年5月(予定)
信託の期間	2019年5月～2025年5月(予定)
制度開始日	2019年5月(予定)
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
取得株式の種類	当社普通株式
株式の取得方法	当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得 (立会外取引も含む。)
信託金の上限額	480百万円(信託報酬・信託費用を含む。)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	20,722	1,660	-	2,949	19,432	34,254
	工具、器具及び備品	16,372	2,510	111	5,249	13,522	46,926
	計	37,095	4,170	111	8,199	32,954	81,181
無形 固定資産	ソフトウェア	93,953	46,611	23	38,363	102,178	-
	顧客関係資産	98,715	1,300	-	28,015	72,000	-
	その他	1,273	-	-	-	1,273	-
	計	193,943	47,911	23	66,378	175,451	-

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	119,052	158,741	119,052	158,741
賞与引当金	53,533	54,574	53,533	54,574

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (http://www.hyperpc.co.jp) ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第28期）（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）2018年3月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第28期）（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）2018年3月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第29期第1四半期）（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）2018年5月11日関東財務局長に提出。

（第29期第2四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出。

（第29期第3四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年3月29日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月27日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 木 幹 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハイパーの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ハイパーが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月27日

株式会社ハイパー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイパーの2018年1月1日から2018年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパーの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。